

(資料)

# 論文作成に当たって、研究者には何が求められているか

— 「研究倫理・研究者倫理」問題について —

On Article Making, What Is Demanded from a Researcher?

— A Study Ethic・A Researcher Ethic —

川崎 澄雄

Sumio KAWASAKI

## 1. 論文作成についての基本的な倫理について

本稿は、第25回日本家政学会家族関係学部会セミナーにおける口頭発表に加筆したものである。この部会セミナーにおいて論議されたことは、部会誌『家族関係学』に掲載された部会メンバーの論文をめぐって研究分担者の許可を得ず投稿したことに対して、研究分担者から異義が申し立てられた。これに対して、著者川崎を含む部会委員会による審議の結果、異義申し立て者が正当であるとの部会セミナーの結論がだされた。このことを契機とし、部会セミナー全体で研究倫理・研究者倫理について論議することになった。その際に口頭発表した原稿をもとにここに、一部加筆して資料として提示したものである。なお、当日の全体の報告は中間美砂子氏により部会誌『家族関係学第26号』に掲載予定である。

### ①研究者にとって倫理とは何か。

研究者にとっての倫理とは、科学的不正行為や科学的非行 (scientific misconduct) に留意し、正当な手段方法をとることであると考えられるが、この場合に科学的不正行為や科学的非行とはどのようなものか。この概念は、欧米諸国では1980年代から90年代にかけて次第に共有化され、報告制度

が設けられ、ガイドンスの強化がすすめられているようである。研究データの捏造から偏った解釈による論文発表などの広範囲な課題がある。日本学術会議第18期公表資料の「科学における不正行為とその防止について」においては、科学における不正行為とその防止についてとしての取りまとめがなされている。その中では、「社会から負託された科学がその責務を果たすために、科学者が、適正な目的をたて、適切な手段を用いて研究を遂行することの意味は極めて重い。科学者の職業倫理 (科学者倫理) は、科学の健全で適正な発展にとって欠かせない行動規範の基礎であると同時に、社会がよせる科学への信頼の基礎でもある。」注)と表現されており、科学者の職業倫理と責任が非常に重要であると謳われている。

注) 日本学術会議第18期公表資料「科学における不正行為とその防止について」

②研究者にとっての論文作成はどのような意味を持つのか。

論文作成は、研究者にとって研究成果を公開し公表するための手段であり、学会発表とともに研究者の重要な営為である。研

究論文は、研究者が単独あるいは共同で作成する場合に第一義的に当事者の作成責任が伴うものといえ、さらに公正な論文とは北浜克熙氏によれば、以下の条件を必ず満たす必要があり、一つでも欠ける場合は「不公正な論文」であれ、それ故著者の倫理が求められるわけである。ところが、著者の倫理基準が一定でなく、はなはだ公正さを欠く論文がみられることがある。以下の条件はある意味では、絶対的にもとめられるものといえよう。

- (1) 内容に新規性があること。（多重投稿は不可）
- (2) 研究内容の正しい歴史上の位置づけを記述し、以前の重要な研究を引用する。
- (3) データと測定（実験）条件等の記述が正確。
- (4) データの再現性が確実。
- (5) 事実と推測を明確に区別して表現する。
- (6) 可能な限り明瞭（曖昧でない）に表現する。
- (7) 誤りに気づいたら、速やかに取消しや訂正発表すること、

## 2. 形式的な要件

公正である論文とは、公表する場の指示に従って執筆されていることが第一要件であろう。字数や書式など形式を守らない自分本位の論文や図表や参考文献・注やアブストラクトなどの執筆要綱を無視する論文もみられる。また、論文でなく単なるデータや資料を論文として提出される場合なども見られる。

## 3. 内容的な要件

内容的に要件を満たしていない論文についてふれる。先に箇条書にまとめられているように内容的に新規でなく、焼き直しや同じことからを単に違う表現をしている論文や公表する場に適合しない論文（分野が違うもの）さらに同じ論文を異なる言語で公表している

論文などもみられる。また、データの取り扱いが不正確や強引なもの、引用ばかりで独自性に乏しい論文なども見られる。

## 4. 論議のある要件

ここでいう論議とは、論文の内容に関して、人権や個人のプライバシーに触れる論文や医学・薬学・看護学や福祉学の分野などに多くみられる生命倫理や対象者の人権に関わる事象を研究対象としている論文についての言及である。研究者は、多様な価値観に立って研究し成果を公表しているが、公共の福祉や人権の守られるべき範囲を研究者自身がどのように決定するのかという点が大きな論議となろう。

## 5. おわりに

本報告のまとめとして。論文作成にあたって研究者に求められている点を列挙し、現在話題となっている事例を紹介したい。

まず、投稿資格では、学会会誌の場合は当然会員という要件が必要となるので、論文掲載の前提は入会がその要件である。発表や掲載決定以前に会員となる必要がある。次に共同研究における責任と権利については、学問分野によりかなり論文の作成流儀が異なることから、学際的な学会などではかなり論議となる問題である。どこまで分担して論文を作成したのか、論文の第一著者とその他の著者の軽重はどの程度なのか。これは、責任と分担の比率との両方に言えることである。学問分野によっては、最後の著者がその論文指導の教員であることや逆に論文指導の教員は常に第一著者であったりする場合もある。「盗作・剽窃・無断引用・ねつ造・偽造」については、のちに附で事例を示すが、特許が絡む事例や企業内における雇用関係に付随する係争などもみられる。2006年度に金城学院大学でも以前から作業をすすめていた大学内での倫理綱領が制定され、「ヒトを対象とする臨

床研究に関する倫理指針」および「ヒトを対象とする臨床研究に関する倫理審査委員会規程」が制定された。このことにより、社会科学的な調査や生活科学的な実験にも範囲が及ぶことが想定されている。また、研究上の対象のみならず教育研究上の対象もその範囲になることが想定されている。

最後に、「二重投稿と投稿規定」については前述したが、社会学や家政学と比較的に近接領域である学会および研究拠点としての他大学での倫理綱領・倫理宣言を紹介して、今後の論議を待ちたい。

附 他学会の倫理綱領・倫理宣言、  
大学研究倫理委員会の認定通達

〈 日本教育社会学会研究倫理宣言 〉

日本教育社会学会および会員は、人間の尊厳を重視し、基本的人権を尊重すべき責任を有している。その活動は、人間の幸福と社会の福祉に貢献することを目的とする。

会員は、学問水準の維持向上に努めるのみならず、教育という人間にとって重要な営みを対象としていることを深く自覚し、自らの行為に倫理的責任をもたなければならない。

会員は、学問的誠実性の原理にもとづき、正直であること、公正であることに努め、他者の権利とその成果を尊重しなければならない。

会員は、専門家としての行為が、個人と社会に対して影響があることを認識し、責任ある行動をとらなければならない。

学会および会員は、この宣言を尊重して行動し、宣言の精神を広く浸透させるよう努めなければならない。

2001年10月8日 日本教育社会学会

〈 日本家族社会学会「倫理宣言」 〉

研究者および研究団体は新しい知識を創造

し、もって人類の福祉増進に寄与すべき責任をになっている。その責任を全うするためになされるべき人間と社会を対象とする研究活動が、その過程および結果において基本的人権と人類の福祉を妨げることがあっては断じてならない。日本家族社会学会および同会員はこの主旨を率先して遵守することを宣言する。

(1999年9月18日、日本家族社会学会1999年度総会にて承認、同日施行。)

〈 お茶の水女子大学COE研究倫理委員会 〉

COE 研究倫理委員会の発足に伴い、委員会の取り組みとして、21世紀 COE 研究プロジェクトにおいて行われる調査・実験対象者を扱う研究調査・実験に対し、研究倫理委員会の認定証を発行することになりました。つきましては、下記の要領で、認可申請書に必要事項を記入のうえ、ご提出下さいますようお願い申し上げます。記入例も添付いたしましたので、参考にいただければと思います(あくまでも記入の一例です)。なお、申請された書類に関する情報については、認定以前に漏洩することのないよう、当委員会において秘密厳守と情報管理を徹底するようにいたします。

当研究倫理委員会では、今回の認定作業をCOE 研究プロジェクトの一環として位置づけ、現在検討中の研究倫理規程作成の作業と合わせて、研究倫理のあり方を試行的に研究していく契機としていきたいと考えております。なにとぞ、その趣旨をご理解いただき、ご意見、ご助言等を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

該当する調査・実験：お茶の水女子大学21世紀 COE (「誕生から死までの人間発達科学」, 「ジェンダー研究のフロンティア」) の研究経費を用いて行われる研究調査・実験で、調査・

実験対象者を扱うもの。2003年10月14日（2004年4月7日改訂）

〈 慶應義塾総合研究推進機構研究倫理委員会規程 〉

（制定 平成 15 年 8 月 22 日）

（施行 平成 15 年 10 月 1 日）

第1条（設置）慶應義塾総合研究推進機構（以下、「機構」という。）に、慶應義塾総合研究推進機構研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第2条（目的）委員会は、機構の推進する研究および知的財産権に係わる活動に関して、機構の方針に基づき、研究倫理の徹底を図ることを目的とする。

第3条（業務）委員会は、前条の目的を達成するために、義塾内における他の研究倫理規程との整合性を保ちつつ、機構の推進する研究および知的財産権に係わる、研究倫理、利益相反、責務相反、兼業、秘密保持等に関する指針の整備ならびに規程の管理および規程に基づく研究倫理の判定を行う。

第4条（判定手続き）判定の手続きについては、別に定める。

第5条（組織）委員会は、次の者をもって構成する。

1 委員長 2 幹事 若干名 3 委員

ア 大学各学部から推薦された者 各1名

イ 大学院各研究科から推薦された者 各1名

ウ 一貫教育校の代表1名

エ その他研究機関の代表1名

オ 職員の代表1名

委員会は、その活動状況を、機構会議に報告することを要する。報告の方法等については別に定める。委員会は、その活動結果を、機構会議に報告し、評価されることを要する。評価の方法等については別に定める。委員長および委員は、機構会議の議

を経て、塾長が任命する。幹事は、委員の中から委員長の推薦に基づき、機構会議議長が任命する。委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、役職で選任された者はその在任期間とする。任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。委員会の事務は、機構事務局が行う。委員長は、必要に応じ、調査・助言等を求めるため、機構会議の議を経て、専門家を委嘱することができる。

第6条（規程の改廃）この規程の改廃は、機構会議の議を経て、塾長が決定する。

〈 東京学芸大学研究倫理規程 〉

平成15年2月6日

規程第4号

改正（施行）平16程30（16. 4. 1）

（目的）

第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の研究者（大学院博士課程の学生（以下「学生」という。）を含む。）が、教育学的、心理学的、医学的又は生物学的研究等の人間を直接対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究及びこれらの研究結果の公表（以下「研究」という。）を行う場合の留意事項及び手続き等を定め、もって研究対象者及びその関係者（以下「対象者等」という。）の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

（留意事項）

第2条 前条の研究を行おうとする研究者（以下「研究者」という。）は、各人の自覚に基づいた高い倫理性を保持するとともに、次の各号に留意しなければならない。

(1) ヘルシンキ宣言の趣旨に則して研究を行うこと。

(2) 対象者等の人権を尊重すること。

(3) 研究を行うことにより、対象者等に不利益及び危険が生じないよう十分配慮すること。

(4) あらかじめ対象者等に研究の内容及び方法等を説明し、理解を求めた上で、研究対象者から書面により同意（研究対象者が未成年者の場合は、本人及び保護者等の同意）を得ること。なお、研究対象者が年少者又は障害者等で、本人の同意を確認することが困難な場合にあっては、保護者等から書面により同意を得ること。

2 研究者は、研究実施計画及び出版公表原稿等について、学長の承認を得なければならない。

（研究倫理委員会）

第3条 第1条の目的を達成するため、本学に東京学芸大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 研究実施計画及び出版公表原稿等の審査に関すること。

(2) 研究の検証に関すること。

(3) その他研究上の倫理に関すること。

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副学長（研究等担当）

(2) 副学長（総務等担当）

(3) 各学系から推薦された教員 各1名

(4) 保健管理センターに所属する教員 1名

(5) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長（研究等担当）をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。ただし、第10条第3項に定める審査の判定は、出席者全員の合意を要する。

第8条 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、総務部社会連携課が処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

（審査手続等）

第10条 実施責任者（当該研究を代表する者をいい、学生の場合は指導教員をいう。以下同じ。）は、研究倫理審査申請書（別紙様式1。以下「申請書」という。）を学長に提出するものとする。

2 学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問するものとする。ただし、第13条に定める場合においては、この限りでない。

3 委員会は、第2条第1項各号に掲げる事項に留意して審査し、判定を行うものとする。

4 審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

5 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、当該研究について説明を受け又は意見を聴取することができる。

6 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わること

ができない。

7 委員長は、審査の結果について、答申書（別紙様式2）により、速やかに学長に答申するものとする。

8 学長は、前項の答申に基づき、審査結果通知書（別紙様式3）により、実施責任者に通知するものとする。

（再審査）

第11条 学長は、委員会の審査結果に疑義が生じたときは、委員会に再審査を諮問することができる。

2 実施責任者は、審査の結果に異議あるときは、学長に再審査を求めることができる。

3 学長は、前項の請求を委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に再審査を諮問するものとする。

（研究計画の変更）

第12条 実施責任者は、研究計画等を変更しようとするときは、研究計画変更申請書（別紙様式4）を学長に提出するものとする。

2 学長は、委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に審査を諮問するものとする。

（審査の特例）

第13条 学長は、当該審査が緊急を要しかつ審査事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに判定することができる。ただし、事後速やかに、委員会に報告するものとする。

（研究の検証）

第14条 委員会は、実施責任者から当該研究について報告を求め、調査することができる。この場合において、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行わなければならない。

（補則）

第15条 この規程に定めるもののほか、研究

上の倫理について必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年2月6日から施行し、施行日以後行われる研究から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第5条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

### 話題となった事例

〈 東京大学多比良研究室事件 〉（2005.9.14）東京大学大学院工学研究科の多比良和誠研究室で Nature 等に発表した遺伝子に関する論文について、研究データの裏づけがないことが判明、東京大学の調査委員会では追試を命じた。

〈 大阪大学グループ事件 〉（2005.5.22）大阪大学下村伊一郎教授（内分泌代謝学）らのグループが 昨年 10 月に米医学誌 Nature Medicine に発表した論文で、主執筆者の大学生がデータとなる画像の一部をねつ造して使っていたと発表。

〈 名古屋大学 COE 研究業績詐称事件 〉（2005.5.21）名古屋大学藤原一宏教授が COE の申請書類で掲載されてない論文を「掲載予定」と記載。

〈 理化学研究所事件 〉（2004.12.24）理化学研究所の研究員が発表した論文2件にデータの改竄があったと認定、あと1篇も改竄の可能性が高いとして、論文取り下げを命じた。

〈 遺伝子スパイ事件 〉（1999-）（理研報告書；参考文献4）1999年米国から日本の研究機関（理研）に採用され帰国した日本人生命科学研究者が、滞米中、米国の研究費により作成した試料（DNA、細胞株溶液など）を無許可で持ち出し（一部は破壊）、これを用いた研究を日本で実行しようとしたとする

事件である。理研が国の大きな支援を受けている研究機関であったため、国の関与した産業スパイ事件として米国司法省により起訴された。通常的不正行為の嫌疑に加え、米国企業等の営業秘密を外国政府等を利するため盗んだとして、経済スパイ法が適用された点で独特な事件である。共犯で起訴された研究者は最近、司法取引で偽証の罪を認める代わりにスパイ法違反の起訴を取下げられたが、主犯格の被告は日本政府が身柄の引渡しに応じないため、米国での裁判は開かれていない。日本人の関わる同様の遺伝子スパイ事件はほかにも同時期に起こっている。これらは、研究者個人の倫理に加えて、研究者の雇用契約や移動手続きの在り方、国による知的財産権の解釈の違い、研究の自由や国際研究協力と国際政治・国の産業競争力の関係など多くの問題を提起した。

〈旧石器発掘捏造事件〉(2000-2003) (日本考古学協会報告書(参考文献8)) ; 日本学術会議・歴史学研究連絡委員会報告(参考文献9) 2000年11月、報道機関により石器埋設現場がビデオ撮影されたことから発覚したとされる。その後、前・中期石器の発見の多くが「神の手」による捏造であることが疑われた。当事者には70年代から問題があり、発掘当初から疑問視する声が学会にあったそうだが、表に出ぬままマスメディアの加熱した報道が行われ、教科書への採用などもあった。学会において、早い時期に適切な吟味がなされるべきであるのだが、そのような機会を作る習慣のある学会はまれである。また、マスメディアは、センセーショナルリズムに走り、科学的、客観的な評価をしないまま報道し続けてしまった。反面、不正の確認に報道が貢献したことは評価するべきであろう。と同時に、科学者コミュニティには、不正行為を抑制する十分な手段が用意されていなかったこ

とに反省が求められている。発覚後ではあるが、日本考古学協会では、声明を出すなどの対応をした。また、会員から募金を募り3年計画で調査を実施して、2003年5月、疑われた例のほとんどが捏造であったとする最終報告を発表している。人文系の事件だが、学術に託された人々の夢と期待を裏切る行為だった。

#### 参考文献

1. 山崎茂明『科学者の不正行為』丸善, 2002.
2. 根岸正光・山崎茂明『研究評価—研究者・研究機関におけるガイドライン』丸善, 2001.
3. 日本学術会議・学術の社会的役割特別委員会報告『学術の社会的役割』2000.
4. 日本学術会議・学術と社会常置委員会委員長文書「理研研究者起訴問題(いわゆる『遺伝子スパイ事件』)について—論点整理」2001.9.1.
5. W. Broad, N. Wade 著, 牧野賢治訳『背信の科学者たち』化学同人, 1988 (原著1982).
6. 渡辺正「常温核融合騒ぎの顛末」『化学と教育』49巻11号, 日本化学会, 2001.
7. 長谷川達生, 吉田幸夫, 齊藤軍治「捏造はなぜ起こったか—「ベル事件」の背景と影響」『化学』58巻号, 化学同人, 2003.
8. 日本考古学協会 前・中期旧石器問題調査研究特別委員会編『前・中期旧石器問題の検証』2003.
9. 日本学術会議・歴史学研究連絡委員会報告『歴史資料の検証とその社会的活用について』2000.
10. A. Kohn 著, 酒井シズ・三浦雅弘訳『科学の罫—過失と不正の科学史—』工作舎, 1990.
11. 小野寺夏生「引用文献数で研究を評価できるか?」『学士会報』2003-I, No. 838.
12. 米国科学アカデミー編, 池内了訳『科学者をめざす君たちへ』化学同人, 1996 (原著1995).
13. 柴田鉄治『科学事件』岩波新書, 2000.

話題となっている事例と参考文献は、日本学術会議第18期公表資料「科学における不正行為とその防止について」より引用した。